平成２４年（フ）第８５０９号
東京都足立区大谷田４丁目12―６―204
債務者　皆川　隆一
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１６号
東京都中野区鷺宮３丁目33―８―305
債務者　今越　壮彦
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１９号
東京都練馬区桜台２丁目50―８―102
債務者　白澤　俊英
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２０号
東京都練馬区小竹町１丁目44―11　コーポハナブサⅡ203
債務者　中島美奈子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２１号
東京都豊島区上池袋３丁目46―13―202
債務者　海老原美保子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２３号
東京都練馬区春日町１丁目25―27
債務者　根本　晃男
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２５号
東京都江東区森下３丁目13―９―1203
債務者　土谷　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２６号
東京都新宿区余丁町13―４―506
債務者　中川美千代
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２８号
東京都杉並区井草４丁目１―４―１Ｅ
債務者　中泉　翔子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２９号
東京都練馬区富士見台４丁目44―11―106
債務者　横山　秀子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５４０号
東京都大田区大森中３丁目18―15―201
債務者　阿部　治義
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５４６号
東京都中野区鷺宮１丁目８―６―201
債務者　吉田　玉惠
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５８号
東京都練馬区桜台１丁目11―10―502
債務者　磯村　亜子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９８号
岡山市南区並木町２丁目26番２号
債務者　稲葉　伸江
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６５号
東京都八王子市明神町１丁目11番17―301号
債務者　中村　翔
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６６６号
東京都八王子市明神町１丁目11番17―301号
債務者　中村　智聡
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部